

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人松山市男女共同参画推進財団（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第28条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む）、手数料などの経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支払)

第3条 この法人は、役員及び評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、松山市の常勤の特別職及び一般職の職員である役員には支給しない。

- 2 非常勤役員及び評議員に対して、日額報酬を出務回数に応じてこれを支給する。
- 3 常勤役員の報酬等は月額とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の非常勤役員及び評議員に対して、報酬を1人当たり日額10,000円を超えない範囲で、また、常勤理事に対しては、別表第1の各年度の報酬等の総額に定める金額以内とし、理事長は、理事会の承認を得て、その総額範囲内で各々の理事の配分額を決定する。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤役員及び評議員には、出務の都度支払うものとする。
- (2) 常勤役員には、年間報酬等の額を定める場合を含め、月額を持って支給するも

のとし、支給日は公益財団法人松山市男女参画推進財団給与規程の適用を受ける職員(以下「職員」という。)の例による。

(報酬等の支払方法)

第6条 常勤役員の報酬等の支払方法については、職員の給与の支給方法の例による。

(費用の支払)

第7条 役員及び評議員がその職務執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤の役員には、その勤務の実態に応じ、通勤費を支給する。

3 旅費については、公益財団法人松山市男女参画推進財団旅費規程の例による。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人松山市男女共同参画推進財団の設立の登記の日から施行する。

別表第1

常勤役員に対して、各年度総額8,000,000円